

デジタルコンテンツを活用したフレイル予防事業運営委託 募集要項

令和6年6月12日

デジタルコンテンツを活用したフレイル予防事業運営
委託事業者選定委員会

1 件名

デジタルコンテンツを活用したフレイル予防事業運営委託

2 目的及びプロポーザル方式実施の趣旨

当区では高齢化が進んでおり、特に高島平地域では、団地の老朽化も見られる中で、高齢化率が30%を超えています。急速に進む高齢化と社会のデジタル化がもたらす情報格差（デジタルデバイド）の問題を解決するために、従来の取り組みだけでなく、デジタルに関心がない高齢者層に興味を持ってもらえるような体験型施策が求められています。

本事業では、郷土資料館周辺でARアプリ等を活用したデジタルイベントを行い、高齢者がデジタルに気軽に触れることでデジタルデバイドの解消を推進するとともに、外出のきっかけを創出し、高齢者のQOLを向上させることを目的としています。

デジタルコンテンツを活用した、高齢者の身体的・精神的な衰え（フレイル）予防業務を実施するにあたり、より専門的な知識、技術を有する事業者への委託を図るため、価格だけでなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、多くの事業者から多様な提案を求め、総合的な見地から、また、公正かつ公平な方法で、最適な事業者を選定します。

3 委託予定期間

令和6年9月頃から令和7年3月31日まで

4 区が求める提案内容

【共通】

- (1) 本業務の目的・背景・課題を十分理解した提案がされているか。
- (2) 業務量の把握や作業計画が策定されており、本事業の管理を適切かつ柔軟に行うことができる体制の提案がされているか。

【音声ARナビ】

- (3) 区が求める要件を満たしている音声ARナビゲーションシステムが提案されているか。
- (4) 高齢者でも楽しむことができる音声ARナビゲーションシステムが提案されているか。

【スマホ教室&健康測定会】

- (5) デジタルデバイド解消やフレイル予防を目的とした、ARアプリ等、デジタルコンテンツを活用したイベントが提案されているか。
- (6) 独自提案は、区民や来街者の満足度を高めるような内容であるか。

【バイタルデータ取得・可視化】

- (7) 正確かつ参加者の負担にならないようなバイタルデータの遠隔取得手法が提案されているか。
- (8) デジタルに関心がない高齢者でもバイタルデータを自身で確認できるような提案がされているか。

5 契約上限額

11,811,800 円（税込）

6 委託業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり。

7 参加資格要件

プロポーザル方式への参加資格要件は、以下の項目を全て満たしているものとします。

- (1) 板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、または暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

8 参加申し込み手続き

(1) 参加申込書・提案書 提出書類

- ①プロポーザル方式参加申込書（様式 1）
- ②見積書 正本（社名明記）、副本（社名記載なし）
- ③業務受託実績書(1)(2) 正本（社名明記）、副本（社名記載なし）
- ④業務受託実績書に記載した業務を自社が請負ったことが証明できる資料
- ⑤会社概要、貸借対照表、損益計算書

※会社概要は案内パンフレット等、貸借対照表及び損益計算書は、直近の1年分を提出してください。

- ⑥法人の登記事項証明（履歴事項全部証明書）
- ⑦提案書（自由様式）
正本（社名明記）、副本（社名記載なし）

(2) 提出期限

令和6年6月27日（木）午後5時必着

(3) 提出先

t-dx@city.itabashi.tokyo.jp宛てに電子メールで提出してください。

※ 添付ファイルはpdf, word, excel, powerpointでの提出とする。

※ 本プロポーザル方式への参加に関する経費については、全て参加者の負担となります。

※ 提出書類の再提出及び記載内容の変更は認めません。

※ 提出された書類に虚偽があった場合は、契約締結を行わない場合があります。

※ 本件における資料等は区ホームページからダウンロードしてください。

【URL】

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/proposal/boshu/1053153.html>

9 選定方法

事業者の選定は、一次審査及び二次審査の2段階で実施します。

(1) 一次審査（書類審査）

①参加資格要件について審査します。

②申込者が多数の場合は、ご提出いただいた参加申込書等により、別紙「一次審査表【審査項目及び審査基準】」に基づいて評価し、上位5者以内に絞ります。

③審査項目・審査基準は、別紙「一次審査表【審査項目及び審査基準】」のとおり。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

①一次審査結果通知時に、通過者に対し、別途通知します。

②審査項目・審査基準は、別紙「二次審査評価基準兼評価表」のとおり。

③プレゼンテーション時に提案者の責任にて、提案者自社の取組を用いたデモ画像や動画等を利用してイメージを伝えることは可能とする。

10 質問について

質問の受付は電子メールで行います。

受付メールアドレスは「t-dx@city.itabashi.tokyo.jp」。

質問の受付期間

令和6年6月19日（水）午後5時まで

質問の回答

令和6年6月24日（月）頃

質問者にメールで回答するとともに、全ての質問内容と回答をホームページに公表します。

11 プロポーザル方式結果の公表について

二次審査終了後に、二次審査の審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。

また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

12 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続き以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

なお、区から要請がある場合には、事業者は提案書の補足説明書の作成を速やかに行い、提出していただきます。補足説明書は公文書公開請求（情報公開）により開示した提案書の内容を補足する必要があった場合に作成するもので、どのような提案がなされているか想起できる具体的な内容のものとします。

13 選定の流れ

提出書類受付期限 令和6年6月27日（木）午後5時まで

一次審査結果通知 令和6年7月5日（金）までに発送

二次審査実施 令和6年7月19日（金）予定

（プレゼンテーション）

二次審査結果通知 令和6年7月31日（水）までに発送

※日程変更があった場合は、区ホームページでお知らせします。

14 担当

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 本庁舎北館5階

都市整備部都市計画課調整・都市基盤DX係 担当 藤江・本橋

電話：03-3579-2566 E-mail：t-dx@city.itabashi.tokyo.jp